

新規

特別な配慮が必要な障害児と家族への支援の充実

① 10,583 千円

② 21,448 千円

医療的ケアが必要な児童などの成長に応じた支援を充実するとともに、その家族が安心して就労できる環境の整備に取り組みます。



① 医療的ケア児・者支援の実施

- 東京都の研修を修了した「医療的ケア児等コーディネーター」が医療的ケア児の退院時から相談に応じ、地域での生活をサポートするなど、相談支援体制を強化します。
- 支援ガイドブックを作成し、本人や家族に向けた支援情報を分かりやすく提供します。
- 医療的ケア児・者支援事業所への支援（人材紹介会社紹介費補助、新任職員育成支援）を実施します。

② 放課後等デイサービス送迎支援の実施

- 区内の放課後等デイサービス事業所から距離のある、都立臨海青海特別支援学校に通う児童を対象に、区が学校から事業所までの送迎を実施します。

③ 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト等事業の拡充

- 医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)を介護する家族が、一時的に介護から離れて休養や就労できるよう、支援を拡充します。
- 自宅等への看護師の派遣について、利用者本人の状況等を勘案し、サービス提供時間を拡大するとともに、特別支援学校等への派遣にも対応します。

年度内の利用時間 原則144時間のところ、288時間に拡大



④ 夏休み等のデイサービスにおける朝の時間帯の延長利用開始

- 障害保健福祉センターの放課後等デイサービスについて、利用者のニーズを受け、夏休み等の三期休業期間における朝の時間帯の延長利用として、通常よりも1時間早い午前8時30分から開始します。

